

こ うち が わ
河内川ダム建設の無駄と無謀 その④

河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所補償について、
「公開質問状への福井県の回答」批判 ー7

（小浜市） 松本 浩

私（松本）の公開質問状への福井県の回答が余りにも支離滅裂で嘘と誤魔化しに満ちていますので、全「質問の回答」の批判的分析を長期連載の形で展開させていただきます。

なお、福井県知事杉本達治宛に提出した筆者松本の「公開質問状」の「回答書」が知事名ではなく河川課長となっていることについて、その説明を求めているが未だ回答はない。

【第五の質問】

平成 31 年度の補助金について、平成 31 年 4 月 26 日に「付替水路工一式 64,000 千円」が補償工事として承認されている。その用途工事として 2 件の工事（河内川ダム建設工事 1-3、1-4）が開示されたが、財源が（工事設計書 事業費総括表より）「補償工事費」ではなく、「本工事費」となっている。

●福井県は、当該「付替水路工64,000千円」の代価たる工事が存在しないのに補助金交付を申請し、国土交通省もそれと知りながら交付決定したのではありませんか。

●「付替水路工64,000千円」は本当は何に使われたのですか。

（回答）

ご指摘の付替水路工については、河内川ダム建設工事 1-3、1-4 にて付替水路の法面工事を施工しており、近接する本工事のダム下流取付河川工事と合わせて発注しました。

なお、工事設計書事業費総括表に「本工事」と記載されていたことについては、本工事費と補償工事費に分けて、経理上適切に処理しています。

1、本件「回答」の嘘は次のとおり明白である。

「付替水路工 64,000 千円」が、補償工事費として国土交通省の認可を受けたのは平成 31 年 4 月 26 日で、その 64,000 千円の用途であると「回答」の主張する「付替水路工 1-3、1-4」が請負契約（工期：令和 1 年 6 月 19 日～ 同 2 年 2 月 13 日）されたのは同年 6 月 18 日であった。

財源が確保されているのに、わざわざ別財源（「本工事費」）を使うまでもなく補償工事費である「付替水路工 64,000 千円」をそのまま「付替水路工 1-3、1-4」に使用すれば事足りたことは言うまでもない。

「経理上適切に処理しています」というが、開示された公文書によれば福井県が小浜土木事務所内部の稟議書によって本工事費「付替水路工 1-3」（55,439,604 円）を、本工事費 29,203,827 円と補償工事費 26,235,777 円に分けたのは、契約後およそ 1 年の令和 2 年 5 月 28 日とされている。

しかし、「国庫補助金交付決定通知書別紙」は「補助金の交付の条件(1)」に「本事業の実施について次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、国土交通大臣の承認または指示を受けなければならない」として、「イ、本事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く)をする場合」をあげている。

本工事費から補償工事費への経費の変更を、国土交通大臣への申請も承認もなく、小浜土木事務所内の稟議書によって実行するなどはおよそあり得ない。

同様に、福井県が小浜土木事務所内部の稟議により本件「付替水路工 1-4」(64,325,388 円)を本工事費 39,532,821 円と補償工事費 24,792,567 円に分けたのは契約 1 年後の令和 2 年 6 月 11 日とされており、これも補助金の交付条件に反する違法行為で、およそあり得ないことである。

補償工事費は「水路工事」に使用したと見せかけ、実際の財源には本工事費を流用して充当、「水路工 64,000 千円」は裏金として闇に消されたのである。

2、国庫補助事業である福井県の河内川ダム建設工事により水没する関西電力熊川発電所の導水路補償工事としての本件「付替水路工 64,000 千円」に係る不正経理は国土交通省の承認と指導によると疑われる事実がある。

令和元年度の補償工事費予算は、福井県知事西川一誠の同年 4 月 1 日交付申請書(同 4 月 26 日国土交通大臣交付決定)では「234,000 千円」である。

しかし、令和元年が河内川ダム建設工事の最終年度であるにもかかわらず、西

川知事は「234,000 千円」の予算の使途工事について「付替水路工 64,000 千円」

1 件を計上するのみで、残る 170,000 千円の使途工事については計上していない。・・・170,000 千円もの使途を明示できない予算となっている。

この不自然の経緯について理解を深めるための資料として、「はとぼっぼ通信」241 号(2021 年 6 月号)の拙稿を引用させて頂く。

以下、令和 3 年 4 月 23 日(金)の福井県庁河川課における筆者と担当職員(辻岡企画、下中主任、向井主事)の対話の一部を引用。

松本：平成 31(令和 1)年度の補償工事は同工事費の 2 億 3400 万円を前提として組まれています。平成 30 年度実績が 1 億 4700 万円余だったのならば、31 年度以降には 2 億 3400 万円も残らなんでしょう。1 億 4400 万円ほどしか残らないんじゃないですか。

職員：いや、残ります。

松本：・・・なんで残ると言えるんですか。

職員：平成 30 年度までの補償工事費の総事業費(99 億 9100 万円)を 31 年度に変更して 100 億 7200 万円に増額しています。8000 万円ほど増額していますから。

松本：・・・確かに、31 年度には補償工事費が 8100 万円ほど補正されていますが、それでも 31 (令和 1)年度以降に 2 億 3400 万円は残らないでしょう。

職員：・・・

松本：平成 29 年度迄の補償工事費の完了実績(97 億 8100 万円)に 30 年度実績 1 億 4700 万円を足した 30 年度迄の実績(99 億 2800 万円)を 31 年度の事業費総額 100 億 7200 万円から差し引いても 2 億 3400 万円にはならないでしょう。

職員：……

松本：引き算すればそうなるでしょう。

- ・平成29年度迄実績(補償工事費)
97億8100万円・・・A
- ・平成30年度の実績(補償工事費)
1億4700万円・・・B
- ・平成31年度事業費(補償工事費)
100億7200万円・・・C
- ・平成31年度以降補償工事費の残
 $C - (A + B) = 1億4400万円$

(中略)

職員：……

松本：令和1年度の事業完了実績報告書はまだ国交省へ提出されていませんね。

職員：はい。まだです。国交省への実績報告書は事業年度の2年度の6月か7月に提出しています。

松本：これまでの報告書は6月末に提出されていますね。

令和3年6月29日、国土交通大臣赤羽一嘉に提出した「令和元年度水管理・国土保全局所管補助事業完了実績報告書」(河第347号)で福井県知事杉本達治は、令和1年度「補償工事費」について「予算額234,000,000円、実績額246,266,762円」と報告(虚偽内容)している。

もともと、平成31年度予算において西川一誠知事が同年度「補償工事費」2億3400万円の使途工事の全額計上に二の足を踏んだのは、同年度「補償工事費」の実際の予算残額が1億4400万円しかないことを知っていたからである。

しかし、令和元年8月26日、国土交通大臣は福井県知事宛に「国庫補助金交付決定(変更)通知書」(国水総第159号)を発し、「平成31年4月26日付け国水総103号で交付の決定を行った令和元年度下記水管理・国土保全局所管補助事業に係る国庫補助金の額については、別紙のとおり変更したので通知する」として、福井県知事の逡巡を排斥している。

本件通知は従来のように「平成元年7月25日付け河第419号をもって申請のあった令和元年度下記水管理・国土保全局所管補助事業に係る経費の配分及び内容の変更に ついて承認したので通知する」との表記になっていない。

従って、令和元年7月25日付け(河第419号)で福井県知事杉本達治が国土交通大臣石井啓一宛に提出したとされる「令和元年度水管理・国土保全局所管補助事業補助金交付決定額の変更申請書」は、国の「決定(変更)通知書」に合わせて後日に作成された後先(あとさき)が逆の虚偽公文書である。

西川知事が平成31年4月1日に提出した同年度の「補償工事費234,000千円、実施内容・付替水路工64,000千円」は、福井県知事の申請を待たずに「国土交通大臣通知」によって「補償工事費234,000千円・使途は付替水路工64,000千円及び付替町道170,000千円」に変更されたのである。

関西電力不祥事の補填に充てられたと見られる河内川ダムの補償工事費「付替水路工64,000千円」は、こうして、「補償工事費234,000千円」の虚構のなかに隠蔽されて闇に消えたのである。

(次号につづく)